

# 事務所通信

2016年4月号 No.130



(高田の夜桜)

## CONTENTS

- |                      |    |                |    |
|----------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント             |    | ● 花粉症～無花粉スギ～   | P4 |
| ● …経営者が絶対してはならない5つの事 | P1 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 平成28年度税制改正         | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
| ● 雇用保険料率の改定          | P3 | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



## 加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

# 経営者が絶対してはならない5つの事！ その1

## 第一条 世の中のせいにしないこと

会社の経営がうまくいかないことを、世の中のせいにしたり、ろくな社員がいないから等々、すべて他人や社会に責任を転嫁する経営者はいつの世にもいます。倒産した会社の経営者のほとんどが、会社の倒産に至った責任を世の中の不況や働きが悪かった社員のせいにしがちです。しかし、不況の世の中でも、顧客のニーズをつかみ、成長している会社はいくらでもあります。また、ろくな社員しかいないという話も他人から見れば、その経営者の人の目を見る力がなかっただけとなります。経営がうまくいかないのを誰かのせいにしても何も解決しないのです。こういう経営者は自分が可愛いだけで、会社の社会的責任・家族の生活・社員の生活・利害関係者の信頼を最初から引き受ける気がないのです。世の中の不況は新たなビジネスチャンスであり、不況こそ、会社の体質改善に向けて、社員や経営者を成長させてくれる試練という構えがまず必要ではないでしょうか。

## 第二条 公私混同はしないこと

不況期で最初に倒産する会社のほとんどが経営者の公私混同がある会社です。経営が厳しい時ほど経営者を中心として、全社一丸となった結束力が必要とされます。経営者の公私混同の様子は、ほとんどの社員はしっかり見ているのです。経営者が私利私欲、公私混同と見られていて、社員が残っているのは、

- (1) 他の会社より飛びぬけて待遇がいい
- (2) 経営者の公私混同と比例して社員の公私混同も多めに見てもらえる
- (3) 他の会社で使ってもらえない無能な社員である

…等々の理由で、経営者も経営者なら社員も社員である場合が多いです。給料を下げれば不平ばかり、遅配でもしようなら一目散に退社となり、ある日会社に経営者が出社したら誰もこず、泣きながら会社の整理をした社長もいます。自業自得とはこういうことなのです。

## 第三条 経営の大局を見失わないこと

不況の時こそまず考えなければならないこと、判断の基準は、自社は何業かということなのです。飲食や小売、製造業等々の会社が不動産投資に走ったり、株に手を出したりと、本業と関係のない仕事に手を出さないことです。なぜ本業を明確化したり、経営計画、経営方針を明確にしなければならないのでしょうか。

- ① 中小企業は少ない経営資源 ひと・もの・カネを集中投資する必要があります。何のノウハウもない素人が成功するほど商売は甘くありません。社員が0になっても、1人でも自分はやるのだという経営者に社員はついていくのです。『〇〇さんがいないと会社が成り立たない』という時点で、廃業するか事業縮小か事業承継すべきなのです。
- ② 自社が何業か？単なる金儲けであれば、まともな社員はついてきません。また、何業か明確でない会社は詐欺や投資話にひっかかりやすく、長期的には会社の存続が難しいのです。
- ③ 何業か明確な会社は、理念や信念が全社員にいきわたり、商売の質や顧客に対する姿勢が違います。

CLUE 紙 より

# 平成28年度税制改正

平成28年度の税制改正について一部ご紹介します。

## ■ 法人税率の引下げ

現行の法人税率23.9%が以下のように引き下げられます。

平成28年4月1日～平成30年3月31日の間に開始する事業年度…23.4%

平成30年4月1日以降に開始する事業年度…23.2%

## ■ 減価償却制度の見直し

建物附属設備、構築物の減価償却方法は、定率法が廃止され定額法だけとなります。

適用開始時期：平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物

## ■ 生産性向上設備等の特別償却等の廃止

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除制度は廃止されます。

適用期限：平成29年3月31日まで

生産性向上設備等を取得した場合の即時償却及び税額控除率の上乗せ措置の適用期限は延長されません。

適用期限：平成28年3月31日まで

## ■ 生産性向上設備に係る固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性控除に関する法律の施行日から平成31年3月31日までの間に中小企業が生産性を高めるために1,600千円以上の生産性向上設備(生産性が旧モデル比で1%以上向上、かつ、販売開始から10年以内のもの)を新たに購入した場合、3年間に限り固定資産税が50%減額されます。

## ■ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外したうえ、その適用期限が2年延長されました。

適用時期：平成30年3月31日までに取得し、事業供用した減価償却資産

## ■ 交際費等の損金不算入制度の延長

交際費の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の期限が2年延長されました。

適用期限：平成30年3月31日までに開始する事業年度

# 雇用保険料率の改定

平成28年4月1日から、雇用保険料率が改定されます。  
給与計算の際にお間違えのないようご注意ください。

## <平成28年度 雇用保険料率表>

負担者 事業の 種 類	① 労働者負担	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率
一般の事業  (旧料率)	<b>4 / 1000</b>  (5 / 1000)	7 / 1000  (8.5 / 1000)	11 / 1000  (13.5 / 1000)
農林水産 清酒製造の事業  (旧料率)	<b>5 / 1000</b>  (6 / 1000)	8 / 1000  (9.5 / 1000)	13 / 1000  (15.5 / 1000)
建設の事業  (旧料率)	<b>5 / 1000</b>  (6 / 1000)	9 / 1000  (10.5 / 1000)	14 / 1000  (16.5 / 1000)



### 雇用保険料の免除

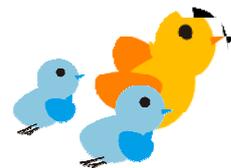
雇用保険には免除制度があります。

免除の対象者は、64歳以上の被保険者です。

この免除制度は、事業主、労働者共に保険料が免除となります。

雇用保険は、4/1～3/31の「年度」で区切られていますので、4月1日  
現在に労働者が64歳であれば、その年度（4/1日）以降、保険料が免除  
となります。

誕生日の翌月から免除になるわけではありませんので、ご注意ください!!



# 花粉症 ～無花粉スギ～

今の季節、花粉症にお悩みの方も少なくないと思います。今回は、林野庁が行っている花粉症対策の取り組みをご紹介します。今回は、林野庁が行っている花粉症対策の取り組みをご紹介します。今回は、林野庁が行っている花粉症対策の取り組みをご紹介します。  
(以下、林野庁HPより)

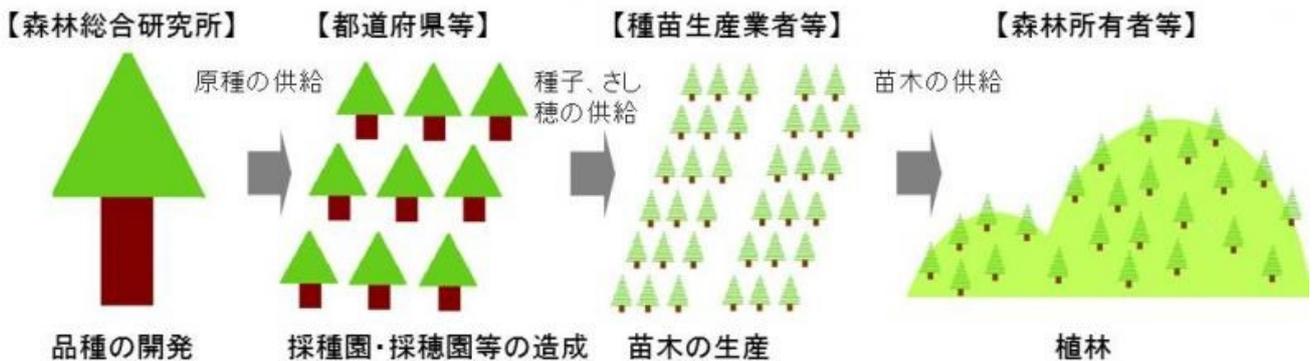
## (1) 花粉症対策品種の開発

独立行政法人森林総合研究所では、都道府県と連携を図りながら、精英樹(成長や通直性、病虫害に対する抵抗性などの形質に優れた木として選ばれたもの)について、雄花の着生の有無や多少の調査・選定等を行い、花粉症対策品種の開発に取り組んでいます。

平成8年度から平成25年度末までに、少花粉スギ137品種(花粉生産量は一般のスギに比べ約1%以下)、無花粉スギ2品種(花粉の生産が認められない)、少花粉ヒノキ品種56品種を開発しました。

## (2) 花粉症対策品種の普及

無花粉スギや少花粉スギ等の原種は、穂木又は苗木の形で、都道府県等へ配布されます。都道府県等は、配布された原種を使って、採種園、採穂園の造成・改良を行い、種子やさし穂を生産します。その後、苗木生産業者がこれらの種子やさし穂から植林用の苗木を生産し、森林所有者等により植林されます。



少花粉スギ等苗木は、平成11年度から植林用として生産されており、生産量は平成17年度の9万本から平成25年度には201万本と増加していますが、スギ苗木生産量全体(1,581万本)に占める割合は12.7%となっており、今後さらに生産量の増大を図っていく必要があります。

このため、林野庁ではミニチュア採種園等の整備や育苗作業の省力化が期待される新たなコンテナ等を利用した先駆的な苗木生産の取組の支援を推進し、少花粉スギ等苗木の供給量を平成29年には約1,000万本に増大させることを目標に、これらの対策に取り組んで参ります。



資料：林野庁業務資料

## アルバイトに支給する通勤手当の非課税限度額

Q アルバイトに支給する通勤手当のうち非課税とされる部分の金額は、所得税法上非課税限度額として規定されている一定の金額（月額）によりますか？それとも、勤務日数に応じた日額割によりますか。

A 通勤手当の非課税限度額については、日額割ではなく月額で判定します。

いわゆるアルバイトやパートタイマーのように、断続的に勤務する者に支給する通勤手当であっても、日額割によるべき旨の規定はなく、通勤手当のうち非課税とされる金額は、その勤務する者にその月中に支給する通勤手当の合計額のうち、所得税法施行令第 20 条の 2 各号に非課税限度額として規定されている額に達するまでの金額となります。

## 人間ドッグの費用負担

Q A社では、社内規程を設け、役員及び使用人の健康管理の目的で、全員について春秋 2 回定期的に健康診断を実施しているほか、成人病の予防のため、年齢 35 歳以上の希望者の全てについて 2 日間の人間ドッグによる検診を実施しています。この検診は、会社と規約した特定の専門医療機関においてベッド数が確保できる範囲内で順次実施し、その検診料を会社が負担することとしていますが、この人間ドッグによる検診を受けた人に対して、会社が負担した検診料相当額を給与等として課税すべきか。

A 給与等として課税する必要はありません。

役員や特定の地位にある人だけを対象としてその費用を負担するような場合には課税の問題が生じますが、役員又は使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドッグ程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象としてその費用を負担する場合には、給与等として課税する必要はありません。

研修予定

日	時	研 修 内 容	場 所	講 師	参加費
4月20日(水)	昼：13時30分～ 夜：18時30分～	テルモ経営研究会 平成28年税制改正セミナー	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	3,000円 ※お客様 1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく

**経営革新等支援機関**に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度  
④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。

**お客様をご紹介ください**

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、  
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

**会社の広告お手伝いします**

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◆◆◆ おもしろ雑学 ◆◆◆

**エイプリルフール**

エイプリルフール（英語: April Fools' Day）とは、毎年4月1日には嘘をついても良い という風習のことである。4月1日の正午までに限るとも言い伝えられている。英語の"April Fool"は、4月1日に騙された人を指す。



(担当：広川)



# 休日カレンダー



4月(卯月) April

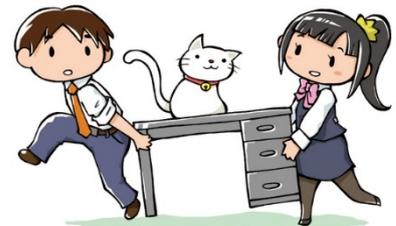
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20 <small>テルモ経営研究会</small>	21	22	23
24	25	26	27	28	29 昭和の日	30 畑・広川

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 4月の税務

- 4月11日 平成28年3月分源泉所得税・住民税の納付
- 4月15日 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
- 4月30日 4月決算法人の消費税各種届出書提出
- 5月2日 平成28年2月決算法人の法人税等・消費税確定申告 納付
- 平成28年8月決算法人の法人税等・消費税中間申告 納付
- 平成28年11月、5月決算法人の消費税の中間申告、納付



### ◆◆ 職員雑記 ◆◆

春を感じる事が多くなりました。四月は花が咲き始め、お花見やお祭りがあり楽しい事が増えます。そんな中でも、気持ちを新たにして気を引き締めて過ごしたいです。

< 山本 >